

## 鶴岡市告示第151号

鶴岡市地区防災計画普及事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和6年4月1日

皆川 治

### 鶴岡市地区防災計画普及事業補助金交付要綱

#### 1 目的及び交付

市長は、地域における共助の強化及び地域防災力の向上を目的として、各地区の自主防災組織が行う地区防災計画の普及に係る事業に対し、鶴岡市補助金等に関する規則(平成17年規則第56号。以下「規則」という。)及びこの告示に定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

#### 2 補助事業等

補助の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、次のとおりとする。

- (1) 地区防災計画の策定及び更新に関する事業
- (2) 地区住民への地区防災計画普及に関する事業

#### 3 補助対象者

補助の対象となるものは、地区防災計画を既に策定し、又は策定を予定する自主防災組織とする。

#### 4 補助対象経費

補助の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、調査会議費、訓練に要する費用その他第2項各号の事業に要する経費であって、市長が必要と認めるものとする。ただし、防災資機材その他備蓄品に係る費用を除く。

#### 5 補助金の額

補助金の額は、補助対象経費の合計額に3分の2を乗じて得た額以内の額とし、3万円を限度とする。この場合において、その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

#### 6 実績報告

実績報告書の提出期限は、補助対象事業の完了後30日を経過する日と

し、添付すべき書類は、規則第13条第1項に掲げるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 補助対象経費に係る領収書等の写し
- (2) 事業の実施状況の写真等

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。